

## EBPM・歳出改革等有識者グループについて

令和 8 年 1 月 27 日  
行政改革推進会議決定

### 1. 趣旨

行政改革推進会議の下、行政全般におけるEBPMを推進するため、EBPM推進委員会に対する専門的な知見からの助言や行政事業レビュー、調達改善その他行政改革における重要な課題に係る具体的かつ個別的な調査審議等を行うとともに、行政事業の公開点検・検証及び調達改善に係る外部評価等の取組を推進するため、EBPM・歳出改革等有識者グループ（以下「有識者グループ」という。）の構成員により、必要に応じ、これらの取組等を行うこととする。

### 2. 構成

- (1) 有識者グループの構成員は、行政改革推進会議の了承を得て、行政改革担当大臣が指名する。
- (2) 有識者グループに座長を置き、座長は、構成員のうちから行政改革担当大臣が指名する。
- (3) 座長は、各構成員の具体的担務を定めるとともに、必要に応じ、構成員のうちから座長代理を指名することができる。

### 3. 運営

- (1) 有識者グループの構成員は、EBPM推進委員会の構成員の求めに応じ、EBPMに係る専門的な知見からの助言をすることができる。
- (2) 各府省等が行う行政事業の公開点検・検証及び調達改善に係る外部評価については、構成員のうちから専門的知見を有する者が随時参画して推進する。
- (3) 座長は、調査審議等の必要があると認めるときは、当該課題に係る会議を開催することとし、当該課題を担務とする構成員に加え、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 座長又は座長の指名する者は、適宜、調査審議等の状況を取りまとめ、行政改革推進会議に報告する。
- (5) 座長又は座長の指名する者は、必要に応じ、行政改革推進会議に対し、担務に関する意見を提出することができる。

### 4. 庶務

有識者グループの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房行政改革・効率化推進事務局において処理する。

### 5. その他

以上に定めるもののほか、有識者グループの運営に関し必要な事項は、座長が決定する。

### 附 則

この決定は、令和 8 年 1 月 27 日から施行する。